

上越市暴力団の排除の推進に関する条例
逐条解説書

上越市
防災危機管理課

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念並びに市民及び市の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の規定について概要を示し、制定の目的を明らかにするために設けたものです。

【解説】

- (1) 暴力団は、市民生活や社会経済活動の場に深く介入し、暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動等により、市民や事業者に多大な脅威を与えます。
本条例は、これらの脅威に対し、市民及び市が一体となって、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除することを推進することにより、安全で安心な市民生活を確保することや社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものです。
- (2) 本条例における「市民」とは、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号。以下「自治基本条例」といいます。）に規定する「市民」で、次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいいます。
 - 市の区域内に居住する個人
 - 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
 - 市の区域内に存する学校に在学する個人
- (3) 本条例における「市」とは、自治基本条例に規定する「市」で、市議会や執行機関からなる基礎自治体としての上越市をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、並びにこれにより市民生活及び市内における事業活動に対する不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市長等 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例の解釈において共通認識を持つため、重要な用語の意義を明らかにするために設けたものです。

【解説】

(第1号)

- (1) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。

(第2号)

- (2) 「暴力団員」とは、法第2条第6号に規定する「暴力団の構成員」をいいます。

(第3号)

- (3) 「暴力団の排除」については、暴力団又は暴力団員が行う違法な行為や反社会的な行為について、必要な規制及び排除措置を講ずることを定義したものです。

(第4号)

- (4) 「市長等」とは、「市長」、「教育委員会」及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する市の公の施設の管理を行わせるために市が指定する法人その他の団体である「指定管理者」をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内における事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市民、市、国、新潟県及び他の地方公共団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、暴力団の排除の推進における基本的な理念として、その心構えや暴力団の排除に関する施策の目指すべき方向性を明らかにするために設けたものです。

【解説】

- (1) 市民及び市等が暴力団の反社会性を認識し、暴力団の排除活動を一丸となって推進していく上で、活動の概念となる基本理念について定めています。
- (2) 「暴力団を恐れない」とは、反社会的勢力である暴力団の存在を許さず不当要求に屈しないという強い意志を保持することをいいます。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団の不当な要求に対して対価を支払わないことを始め、あらゆる資金の提供をしないことをいいます。暴力団に資金を提供することは、暴力団の存在を認めることになるため、暴力団の不当な要求に対して資金を提供しないととも、暴力団と事業活動に伴う契約を行わないなど、資金を提供しないことが必要です。
- (4) 「暴力団を利用しない」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。
- (5) 「連携及び協力の下」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市民及び市等全てが一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除を推進する活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないよう努めるものとする。

3 市民は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を排し、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は新潟県警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、暴力団の排除に関する市民の役割の重要性を踏まえ、市民の役割を明らかにするために設けたものです。

【解説】

(1) 暴力団の排除を実現するためには、市民が市や関係機関等と相互の連携協力を図り、社会全体で暴力団を排除していくという社会全体が一丸となった活動を展開すべきであることを規定したものです。

(第1項)

(2) 「相互に連携及び協力を図りながら」とは、市民及び市等が一丸となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものです。

(3) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした集会等に参加することなどをいいます。

(第2項)

(4) 市民（事業者）の行う「事業（事業の準備を含む。）」とは、一定の目的を持って反復継続的に遂行される同種の行為をいい、その事業の準備も含まれます。営利であるか否かは、問いません。

「事業の準備」とは、個々具体的に、諸般の事情を勘案し決められることとなりますが、「事業の準備」であることが客観的に認められる程度になされていることを必要とします。例えば、事業のための調査活動を実施している場合、事業のために既に従業員と雇用契約をしている場合、事業の宣伝に着手している場合等は、「事業の準備」に当たると解されます。

(5) 「暴力団を利する」とは、暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいいます。

(第3項)

- (6) 「社会的に非難されるべき関係」とは、
- 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
 - 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していること。
 - 法人又は団体において、その役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であること。
 - 法人又は団体において暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
 - その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有することをいいます。
- (7) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、飲食店等からみかじめ料（縄張り料や用心棒料等）を徴収しているなど、暴力団の犯罪に関する情報のみならず、暴力団の活動実態、組織実態に関する情報等暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、市民、国、新潟県、他の地方公共団体及び法第32条の2第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、新潟県警察に対し、当該情報を提供するものとする。

【趣旨】

本条は、市の責務として、基本理念にのっとり、市民、国、県等と連携及び協力し、暴力団の排除に関する施策を推進する責務を明らかにするために設けたものです。

【解説】

(第1項)

(1) 市が暴力団の排除を行う上で、市民、国、県、新潟県暴力追放運動推進センター（暴力団員による不当な行為に関する相談対応、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動、暴力団排除のための各種事業等を行う公益財団法人）等との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを責務として規定したものです。

(2) 「他の地方公共団体」とは、周辺市町村を始めとする他の自治体をいいます。

(第2項)

(3) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、第4条第3項に規定する「暴力団の排除に資すると認められる情報」と同義であり、市がこれを知ったときの新潟県警察への情報提供について規定したものです。

第2章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等

(暴力団員に対する利益の供与の禁止)

第6条 市民は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあることを知りながら、利益の供与をすること。

【趣旨】

本条は、市民による暴力団の利用、活動の助長等を防止するため、市民が暴力団員等に対して財産上の利益を供与してはならないことを明らかにするために設けたものです。

【解説】

(1) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した人及び団体をいい、その者が利益の供与についての事情を知っているか否かは問いません。これは、暴力団員自らが利益の供与を受けることの代わりに、第三者にこれをさせ、結果的に暴力団を利するということに対応するためです。
(第1号)

(2) 「暴力団の威力」とは、暴力団に属していることにより発生する影響力をいいます。

(3) 「暴力団の威力を利用する」とは、自己に有利なように暴力団の威力をいかすことをいいます。例えば、

- 事業者自らが取引相手に対し、「自分の背後には暴力団がついている」などと言って取引を有利に進めようとする事。
- 将来のトラブルを暴力団の威力によって解決するため、事前に用心棒代を支払うこと。
- 金融業者が「恐喝してでも債権の取立てをしてほしい」と依頼し金銭を支払うこと。
- 土地の買収に際し、立ち退かない住民を追い出すため「力づくで追い出してほしい」と依頼し金銭を支払うこと。
- 事業に関する紛争を解決するため、「相手方との話し合いの場に同席し、もめたら脅しをかけてほしい」と依頼し金銭を支払うこと。
- 売り上げを伸ばすため、競合店に対する強引な営業妨害を依頼し金銭を支払うこと。

などが「暴力団の威力の利用」当たります。

(4) 「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品、有価証券等の財物のほか、債務

の免除や労役の提供等といった財産上の利益も含み、受ける者にとって財産上の利得がある一切のものをいいます。

- (5) 「(利益の) 供与」とは、有償か無償かを問わず、相手先に金品その他の財産上の利益を提供し取得させることをいいます。

(第2号)

- (6) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず、暴力団が行う活動全般をいいます。

- (7) 「(暴力団の活動を) 助長する」こととなる利益の供与とは、暴力団の活動を助けることとなるような利益の供与をいいます。また、「暴力団の運営に資する」こととなる利益の供与とは、暴力団組織の円滑な運営に役立つような利益の供与を言います。例えば、

- 探偵業者が暴力団の依頼を受けて調査活動を行うこと。
- 襲名披露式の会場としてホテル等を利用させること。
- 代紋のバッジを作製販売すること。
- 暴力団事務所の建築を行うこと。
- 警備会社が暴力団事務所であることを認識したうえで、警備サービスを提供すること。
- 暴力団事務所として使用されることを承知で、不動産を売却、賃貸すること。
- 暴力団が主催していることを知って、ゴルフコンペ等を開催させること。
- 飲食店等が、暴力団員に対し、みかじめ料及び用心棒料等を現金で支払うこと。
- 暴力団組織の名前が入った服、印刷物、調度品、贈答品等を作製すること。

などが当たりますが、暴力団員に対して日常生活に必要な商品を適正な価格で販売することは、これに当たりません。

(祭礼又は興行等からの暴力団の排除)

第7条 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者及びそれらの運営に携わる者（以下「興行の主催者等」という。）は、当該祭礼又は行事の運営に暴力団員を関与させないように努めるものとする。

2 興行の主催者等は、主催する行事において暴力団の排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、祭礼又は興行等から暴力団を排除し、暴力団の資金源を断つことを明らかにするために設けたものです。

【解説】

(第1項)

- (1) 「祭礼」とは、神霊等を祀る儀式や神事のことをいいます。
- (2) 「興行」とは、営利目的で映画、演劇、相撲等を催し、観客に見せることをいいます。
- (3) 「公共の場所」とは、公衆すなわち不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所をいい、市の公の施設を始め、道路、公園、広場、駅、社寺の境内等もこれに含まれます。
- (4) 「運営」とは、祭礼又は興行等が機能するように働かせることをいいます。
- (5) 「関与」とは、関係し、又は参加することをいい、例えば、祭礼に出店して販売等をする行為や、コンサート等の有料の興行においてチケットの販売をする行為、協賛金を集金させることなどをいいます。

(第2項)

- (6) 「暴力団の排除に必要な措置」とは、暴力団の資金源となっている祭礼や興行等の運営に参加等の関与をさせないような措置をいい、例えば、暴力団と関係がないことを誓約書（次頁に参考様式を例示）の提出により確認することなどです。

参考様式（表面）

※墨付括弧【】内は適宜変更してください

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

平成 年 月 日

【主催者代表】 様

[自署]

出店者	氏名		生年月日
			大・昭・平 年 月 日
住所	〒		連絡先電話番号
営業種別			

注：1店1営業種別につき1枚の申請とする。（裏面の使用人欄も該当がある場合は記載すること。）

私及び使用人（以下「私たち」という。）は【祭礼等の名称】に移動露店（以下「露店」という。）を出店するにあたり、下記の事項について理解し遵守することを確約します。また、①の各号への該当や②の各号の行為調査のため、警察などの関係機関に対し、私たちの情報を提供することに同意します。

記

- ① 私たちは、【祭礼等の名称】に露店を出店するための【主催者】への届出に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員。
 - (2)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）。
 - (3)暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかなる者。
 - (4)暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者。
 - (5)暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に参加していることが明らかなる者。
 - (6)その他前各号に準ずる者。
- ② 私たちは、【主催者】が指定する場所及び日時内に露店を出店するものとし、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを表明・確約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて【主催者】等の信用を毀損し、又は【祭礼等の名称】の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- ③ 私たちは、上記①及び②のそれぞれの表明・確約に反したことが判明した場合は、直ちに露店の出店を取りやめます。
- ④ 私たちは、③のとおり、露店の出店を取りやめたことにより生じた損害については、【主催者】等に損害の賠償ないし補償は追求せず、私の責任においてその損害を補償するものとします。

使用人欄

※提出後、使用人に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

	氏名	住所	生年月日	連絡先電話番号
1		〒	大・昭・平 年 月 日	
2		〒	大・昭・平 年 月 日	
3		〒	大・昭・平 年 月 日	
4		〒	大・昭・平 年 月 日	
5		〒	大・昭・平 年 月 日	
6		〒	大・昭・平 年 月 日	
7		〒	大・昭・平 年 月 日	
8		〒	大・昭・平 年 月 日	
9		〒	大・昭・平 年 月 日	
10		〒	大・昭・平 年 月 日	

第3章 市による暴力団の排除に関する措置

(市の契約事務における措置)

第8条 市は、公共工事その他の市の業務に係る契約に関する事務の執行により暴力団を利することのないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市が実施する契約事務が暴力団を利することとならないよう、暴力団員、暴力団や暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき責任を明らかにするために設けたものです。

【解説】

- (1) 市が発注する公共工事のみならず、公共用地の取得・売却、物品の購入など市が実施する契約事務の全てをいいます。
- (2) 「社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、第4条第3項に規定する「社会的に非難されるべき関係」を有する者をいいます。
- (3) 「市が実施する入札に参加させないこと」とは、本条にいう必要な措置の例示であり、市では既に建設工事等に係る入札参加資格の取消しや指名停止、契約の解除等の制度を定め、必要な措置を実施しています。

(市の給付金の交付に関する制限)

第9条 市は、補助金、助成金その他の相当の反対給付を受けない給付金の交付により暴力団を利することとなると認めるときは、当該給付金の交付を行わず、又は交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、給付金の交付の申請の却下又は交付の決定の取消しに伴う損害があっても、市長は、その責めを負わない。

【趣旨】

本条は、市が実施する給付金を交付する事業が暴力団の資金源とならないよう必要な措置について明らかにするために設けたものです。

【解説】

- (1) 市が実施する補助金、助成金等の給付金を交付する事業を通じ、暴力団に有益な行為を行うことにより、暴力団の勢力の維持・拡大に資することにならないよう、給付金の交付を行わず、又は交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとししました。
- (2) 暴力団への利益供与の規制が目的であるため、暴力団を利することとならない暴力団員個人への私的な支給（児童手当等）まで対象とするものではありません。

(市が主催等を行う行事における措置)

第10条 市は、市が主催し、又は共催する行事において、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が当該行事の運営に関与することがないよう、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が運営に関与する行事の後援を行ってはならない。

【趣旨】

本条は、市が主催、共催する行事について暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、運営に関与しないこととするとともに、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が運営に関与する行事の後援をしないことを明らかにするために設けたものです。

【解説】

(第1項)

(1) 「共催」とは、上越市事業共催及び後援に関する要綱（平成17年11月1日実施）及び上越市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱（平成14年4月1日実施）の規定により市が他の団体と共同して事業の推進に当たることをいいます。

(2) 「(市が) 共催する行事」とは、上越市事業共催及び後援に関する要綱及び上越市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱に基づき、事業の目的及び内容が、明確に市民の福祉、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められる事業で、次のいずれにも該当するものです。

- 公益性を有し、公開されるもの
- 営利を目的としないもの
- 宗教上の組織若しくは団体が行う行事又は政治のための活動でないもの
- 規模又は対象が、特定地域又は特定人に限定されることがなく、広範囲にわたるもの
- 市の施策に反しないもの

(3) 「社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、第4条第3項に規定する「社会的に非難されるべき関係」を有する者をいいます。

(4) 「暴力団の排除のための必要な措置」とは、行事の運営の関係者が暴力団と関係がないことを誓約書の提出などにより確認することをいいます。

(第2項)

(5) 「後援」とは、上越市事業共催及び後援に関する要綱及び上越市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の規定により他の団体が事業を主催する際に、市がその趣旨に賛同し、当該事業の実施に当たり支援することをいいます。

(公の施設の管理及び利用に関する制限)

第11条 市は、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体に公の施設の管理を行わせてはならない。

2 他の条例に特段の定めがあるものを除き、市長等は、市が設置する公の施設の利用により暴力団を利することとなると認めるときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の承認を行わず、又は利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。

3 前項の場合において、公の施設の利用の承認の却下若しくは取消し又は利用の中止に伴う損害があっても、市長等は、その責めを負わない。

【趣旨】

本条は、市の公の施設の指定管理者から暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体を排除するとともに、暴力団員が公の施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないよう必要な措置を講ずることを明らかにするために設けたものです。

公の施設が暴力団の活動に利用されることは断じて阻止しなければならないことはもちろん、市の施設において襲名披露や法要等の行事による暴力団の資金獲得及び示威活動を容認することは、暴力団排除活動を推進させていく市の立場を明確にするためにも避けなければなりません。

【解説】

(第1項)

(1) 指定管理者制度に基づく施設の管理業務を、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体に行わせることのないよう規定しました。

(2) 「社会的に非難されるべき関係を有する団体」とは、第4条第3項に規定する「社会的に非難されるべき関係」を有する団体をいいます。

(第2項)

(3) 公の施設が暴力団の活動に利用され、暴力団に利益がもたらされることのないよう、暴力団を利することとなると認めるときは、公の施設の利用の承認を行わず、又は利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させることができることとしました。

なお、公の施設の利用制限については、あくまでも暴力団の利益になると認められる組織的な活動を排除するものであり、暴力団員個人の私的な利用まで対象とするものではありません。

(4) 地方自治法第244条第2項及び第3項において、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならず、また、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないと規定されています。

しかし、暴力団が行う興行等の開催については、暴力団の勢力誇示行為であるとともに、資金獲得活動の一環であり、これらの行為に公の施設が利用されないよう利用を制限するものです。

- (5) 公の施設の利用申請時における暴力団を利する利用の確認方法及び「暴力団を利することとなる」判断基準については、今後、警察と協議の上、マニュアルの作成等を検討します。

(市民に対する支援)

第12条 市は、市民が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市民の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市の市民に対する暴力団の排除に資する情報の提供等の必要な支援を講ずることを明らかにするために設けたものです。

【解説】

- (1) 暴力団の排除活動の実施に当たっては、暴力団の特質や活動状況、暴力団の排除方策に関する情報等を反映させることが効果的であり、こうした知識を有しないまま、市民が独自の力で行おうとしても、実効のあるものには成り得ないことから、市が保有する暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供等の支援を行うことが必要です。
- (2) 「情報の提供」とは、個人が「暴力団員」又は「暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有する者」か否かの情報ではなく、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。
- (3) 「その他の必要な支援」とは、市民が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には、
 - 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導
 - 業種又は地域の別に応じた活動を行うことについての助言や指導
 - 各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援
 - 暴力団の排除活動に関する知識の普及及び意識高揚を図るための広報啓発等をいいます。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市民が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うべきことを明らかにするために設けたものです。

【解説】

- (1) 暴力団の排除を実現するためには、市民が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには暴力団の排除に関して知見を有する市が、広報及び啓発を行うことにより、その重要性について広く市民に継続的に伝えることが必要です。
- (2) 「広報及び啓発」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の機運の高揚等に資する活動をいいます。具体的には、ポスターの掲示、チラシの配布、講習会の開催等が考えられます。

第4章 青少年に対する指導等

第14条 市は、その設置する学校等の教育機関において、その児童生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 市民は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育・指導等が児童生徒に対して行われるように市が適切な措置を講ずることや社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずることなどについて明らかにするために設けたものです。

【解説】

(第1項)

(1) 「教育」とは、暴力団の実態や凶悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させるもので、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力団追放啓発ビデオの上映等による方法のほか、警察職員の派遣による教育なども挙げられます。

(第2項)

(2) 「青少年」とは、18歳未満の者のことをいいます。

(3) 「指導、助言その他適切な措置を講ずる」とは、例えば、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するための指導をすることなどをいいます。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は、市が別に定めることについて規定したものです。